

## 山口県国民健康保険団体連合会

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日までの1年間

2. 目標と実施時期・取組内容

#### 目標1

女性の育児休業取得率100%の維持と男性の取得率を30%へ前進させる。

#### <実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～ 女性の育児休業取得率100%を維持するために、産休・育休の取得や職場復帰にあたり職場環境の整備に努める。また、出産や育児に関連する休暇制度等について周知活動を行い、男性の育児休業の取得促進を促し、取得率を前進させる。

#### 目標2

出産・育児や介護を理由とした離職者が生じないよう、男女ともに働きやすく成長しあえる職場風土の醸成に努める。

#### <実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～ 職場内でのコミュニケーションを円滑にし、明るく風通しのよい職場環境づくりを目指す。定期的に、部署内でミーティングを行い、性別や年齢、ライフステージの変化など、お互いが様々な状況にあることを理解し、自然に助け合うことができる思いやりのある風土づくりのため、職場環境の改善に努める。

### 目標3

職場における「ハラスメント」の発生を未然に防ぎ、快適な職場環境を目指す。

#### <実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～ 全職層を対象にした職場研修等を実施し、職務の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、言葉や態度による精神的・身体的な苦痛を与えることは、すべて「ハラスメント」に該当するということを、改めて認識する。コミュニケーションを行う上では、お互いに誤解が生じないように、管理職から率先して十分に配慮するよう努める。ハラスメントを「ゼロ」にするため、実態把握に努め、課題がある場合は速やかに対処する。